

札幌学院大学大学院 法学研究科 2025 年度一期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

| | |
|-------------|--|
| 課 程 | 修士課程 |
| 試験科目 | 小論文 |
| 実施日 | 2024 年 9 月 28 日 |
| 出題意図 | <p>本問は、現在の地域行政における代表的課題について論ずることにより、基本的な社会的事象について問題点を把握しているか、そして自らの考えを論理的に主張し展開することができるかを問うている。</p> <p>なお、本問については、一つの課題を選択し、論ずる形式となっている。いずれの課題を選択した場合であっても、現在の問題点、それに対する具体的な対策の例、解答者の私見が求められる。</p> |
| 解答又は 解答例 | <p>受験者の自由記述に依るところがおおきく、問題の性質上、解答または解答例の公開になじまないため省略する。</p> |

札幌学院大学大学院 法学研究科 2025 年度一期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

| | |
|---------|---|
| 課 程 | 修士課程 |
| 試験科目 | 専門 1 (志望演習科目) 問題 1 |
| 実施日 | 2024 年 9 月 28 日 |
| 出題意図 | <p>本問は、租税法における所得税制度の基本的仕組についての知識を問うものである。前半部分の文章からは、所得税の納税義務者について簡潔に述べる必要がある。そして、後半部分の文章からは、課税所得の範囲について、解答してほしい。さらに、租税法における借用概念にも言及してほしい。</p> |
| 解答又は解答例 | <p>(1) 所得税の納税義務者</p> <p>所得税の納税義務者は、その性質上、原則として個人である。そして、その納税義務者を居住者、非居住者、内国法人、外国法人の 4 つのグループに分けて、それぞれ納税義務を定めている。なお、法人でない社団や財団で代表者や管理人が決められているものは、法人と同じように取り扱われる。そのうち、居住者は、無制限納税義務者として、その源泉が国内にあるか国外にあるかを問わず、すべての所得について納税義務を負う。非居住者は、制限納税義務者として国内源泉所得についてのみ納税義務を負う。</p> <p>(2) 課税所得の範囲</p> <p>納税義務者たる個人は、わが国における住所、居所の有無、居住期間等に応じて、その課税範囲に相違がある。居住者とは、日本国内に住所があるか、または現在まで引き続いて 1 年以上居所がある個人をいう。なお、居住者は、「非永住者以外の居住者」と「非永住者」に分かれる。①非永住者以外の居住者は、所得が生じた場所が日本国の内外を問わず、そのすべての所得に対して課税される。②非永住者とは、居住者のうち日本国籍がなく、かつ、過去 10 年以内の間に日本国内に住所または居所を有していた期間の合計が 5 年以下である個人をいう。そして、非永住者は、国内において生じた所得（国内源泉所得）と、これ以外の所得（国外源泉所得）で日本国内において支払われたもの又は日本国内に送金されたものに対して課税される。</p> <p>(3) 租税法の住所とは</p> <p>租税法の住所は、固有概念ではない。これは、借用概念である。そもそも、固有概念とは、他の法分野では用いられておらず、租税法が独自に用いている概念である。一方で、借用概念とは、他の法分野（主として民商法）で用いられている概念である。租税法律主義の観点から、借用概念は原則として本来の法分野と同じ意義に解釈される。したがって、租税法の住所の概念は、民法上の住所の概念である。つまり、民法上でいう「各人の生活の本拠」をいう。なお、住所の意義については、租税判例として武富士事件（最高裁平成 23 年 2 月 18 日判決）がある。</p> |

札幌学院大学大学院 法学研究科 2025 年度一期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

| | |
|-------------|---|
| 課 程 | 修士課程 |
| 試験科目 | 専門 1 (志望演習科目) 問題 2 |
| 実施日 | 2024 年 9 月 28 日 |
| 出題意図 | <p>本問は、租税法が租税法律主義をその基本原則としているところから、租税法における条文の定義や別段の定めの内容を穴埋め形式で問うものである。また、租税法は、条文の文理解釈が基本とされていることを鑑みると、正確な用語を用いる能力を測定する必要がある。</p> |
| 解答又は 解答例 | <p>(1). 内国法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の (① 益金) の額からその事業年度の (② 損金) の額を控除した金額とする。</p> <p>(2). 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金に算入すべき金額は、(③ 別段) の定めがあるものを除き、(④ 資産の販売)、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受その他の取引で (⑤ 資本等取引) 以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。</p> <p>(3). 青色申告の承認を受けている内国法人は、その事業年度以後の各事業年度の申告書を青色の申告書により提出することをやめようとするときは、その事業年度終了の日の翌日から、(⑥ 2 か月) 以内に、所定の事項を記載した届出書を納税者の所轄 (⑦ 税務署長) に提出しなければならない。</p> <p>(4). 資本等取引とは、法人の (⑧ 資本金等の額) の増加または減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は (⑨ 剰余金の分配) (資産の流動化に関する法律の規定する金銭の分配を含む。) 及び残余財産の分配又は引渡しをいう。</p> <p>(5). 交際費等とは、交際費、接待費、機密費、(⑩ その他の) 費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答 (⑪ その他) これらに類する行為のため支出するものをいう。</p> <p>(6). 繰延資産とは、法人が支出する費用のうち (⑫ 支出の効果) がその支出の日以後 (⑬ 1 年以上) に及ぶもので特定のものを用いる。</p> <p>(7). 使用人兼務役員とは、役員 (社長、理事長その他特定のものを除く。) のうち (⑭ 部長)、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての (⑮ 職務) に従事するものをいう。</p> <p>(8). 定期同額給与とは、その支給時期が (⑯ 1 か月以下) の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が (⑰ 同額) である給与、その他これに準ずるものとして一定の給与をいう。</p> <p>(9). 内国法人がその有する資産の (⑱ 評価換え) をしてその帳簿価額を (⑲ 減額) した場合には、原則として、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、(⑳ 損金の額) に算入しない。</p> |

札幌学院大学大学院 法学研究科 2025 年度一期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

| | |
|-------------|--------------------|
| 課 程 | 修士課程 |
| 試験科目 | 専門 2 (選択) 問題 1 |
| 実施日 | 2024 年 9 月 28 日 |
| 出題意図 | 志願者が選択しなかったため省略する。 |
| 解答又は 解答例 | 志願者が選択しなかったため省略する。 |

札幌学院大学大学院 法学研究科 2025 年度一期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

| | |
|-------------|--|
| 課 程 | 修士課程 |
| 試験科目 | 専門 2 (選択) 問題 2 |
| 実施日 | 2024 年 9 月 28 日 |
| 出題意図 | 民法をある程度は学習した者であれば当然に承知しているはずの基本的な事項について、その知識を問う趣旨である。 |
| 解答又は 解答例 | <p>志法律行為を単独で（自分だけの判断で）完全に有効にすることができる能力を行為能力という。行為能力が制限されている者を制限行為能力者といい、未成年者、成年被後見人、被保佐人および被補助人がこれに該当する。18 未満の者を未成年者という。未成年者は、幼児のように、意思能力（法律行為をするに際して自分の行為の結果を判断することができる能力をいう。）を欠く場合はもちろん、ある程度の年齢に達して意思能力を有する場合であっても（個人差はあれど、一般に 10 歳前後が意思能力のあるなしの境界線といわれる。）、社会経験の乏しさなどから実際の取引において合理的打算的に判断できないことがある。そのような未成年者について、自分の自由意思でした法律行為であるからといって、普通の者におけると同じように完全に有効と扱うことは、未成年者の財産を毀損することとなり、酷であることがある。</p> <p>そこで、民法は、未成年者が法律行為をするには、原則として、親権者などの法定代理人に代理してもらるか、または、法定代理人の同意を得たうえでであることを要求し、未成年者自身が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、原則として、取り消し得べきものとして、未成年者の財産の保護を図っている。</p> <p>また、成年者であっても、精神上の障害があつて、事理を弁識する能力に問題がある場合は、未成年者におけると同様（あるいは、成年者であるから、未成年者と異なり多額の財産を保有している場合もあるので、未成年者以上に）、そのなした法律行為を完全に有効と扱うことは危険である。そこで、民法は成年後見制度を用意し、ここでは、精神障害の程度に応じ、事理弁識能力を欠く常況にあるとして家裁から後見開始の審判を受けた者を成年被後見人、事理弁識能力が著しく不十分であるとして家裁から保佐開始の審判を受けた者を被保佐人、事理弁識能力が不十分であるとして家裁から補助開始の審判を受けた者を被補助人とし、それぞれに成年後見人、保佐人、補助人を付して、これらの者の財産保護を図っている。すなわち、成年被後見人は、そのなした法律行為は（日常生活に関する行為を別として）取り消し得べきものとされ、被保佐人は、一定の重要な財産上の法律行為をなすには保佐人の同意が必要で、これを得ないで被保佐人がなした法律行為は取り消し得べきものとされるなどである。</p> <p>なお、意思能力を欠く者のなした法律行為は無効であるものの、この原則だけでもってしては、行為者の財産保護に十分ではない。前述のように、意思能力がある者であっても、合理的打算的に判断することまでできるかどうかは別であるし、また、意思能力のあるなしも、事案ごとに個別具体的に判断されるから、行為時に意思能力を欠いていたことを後日、証明することは困難なこともあるからである。そこで、民法は、取引にあたっての判断能力が劣る者を、前述のように一定の形式的な基準で画一的に定め、ここでは行為時に実際に意思能力があつたかどうかを問うことなく、そのなした法律行為は一定要件のもとで取り消し得べきものとして、これらの者の財産保護を図っている。</p> |

札幌学院大学大学院 法学研究科 2025 年度二期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

| | |
|---------|---|
| 課 程 | 修士課程 |
| 試験科目 | 小論文 |
| 実施日 | 2025 年 2 月 8 日 |
| 出題意図 | <p>本問は、給与のデジタル払いの是非について論ずることにより、基本的な社会的事象について問題点を把握しているか、そして、自らの考えを論理的に主張し、展開することができるかを問うている。</p> <p>給与のデジタル払いの長所として、支払う側の企業としては、①振込コストが抑えられる点、②複数回に分けて給与を支給することも自由にでき、雇用機会が広がるともいわれる。</p> <p>労働者側のメリットとしては、①スポットワーカーなどが、素早く賃金を受け取ることが可能になること、②現金給与とデジタル給与を分けて受け取ることも可能になり、給与をデジタルマネーに換える手間が省け、利便性が向上する点が指摘されている。</p> <p>一方で、デメリットとしては、①保証制度があるものの、資金移動業者がハッキングされたり、破綻したりした場合のリスクがあること、②入金額の上限が 100 万円とされていること、③受け取る側も、詐欺やハッキングに注意する必要があるが挙げられている。</p> <p>本問では、以上のような給与のデジタル払いに関するメリットやデメリットなどを指摘しつつ、解答者の私見が論理的かつ十分に展開できているか、評価する。なお、全体を通して、文章中の論理構成、誤字・脱字等も評価の要素とする。</p> |
| 解答又は解答例 | <p>受験者の自由記述に依るところがおおきく、問題の性質上、解答または解答例の公開になじまないため省略する。</p> |

札幌学院大学大学院 法学研究科 2025 年度二期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

| | |
|---------|--|
| 課 程 | 修士課程 |
| 試験科目 | 専門 1 (志望演習科目) 問題 1 |
| 実施日 | 2025 年 2 月 8 日 |
| 出題意図 | <p>本問は、法人税の性質に関する問題である。法人税の課税根拠については、二つの考え方がある。その一つは、法人税は所得税の前どりであるとする前払説である。</p> <p>いま一つは、法人税は、法人の担税力に着目して、所得税とは別個の独立した租税であるとする考え方である。これを分離独立説という。前払説に立脚すれば、法人の所得に対して法人税を課し、さらに個人の配当所得に対して所得税を課すことは、二重課税となる。</p> <p>租税法は、法人税と所得税の二重課税を排除するために、種々の方法を準備している。そこで、法人税の性質論に言及するとともに、代表的な二重課税の排除方式のうち、(1) 組合方式(partnership method)、(2) 法人税株主帰属方式(imputation method)、(3) 配当所得税額控除方式(dividend-received credit method)について、簡潔にその内容の説明を求めるものである。</p> |
| 解答又は解答例 | <p>(1) 法人税の性質論について</p> <p>従来から、法人実在説と法人擬制説の対立を法人税性質論にもちこみ、法人実在説からは、法人は独自の租税であるとし、法人擬制説によると法人税は、所得税の前どりであると説明されてきた。そのうえで、法人税の課税根拠については、二つの考え方があるとされている。その一つは、法人税は所得税の前どりであるとする前払説である。いま一つは、法人税は、法人の担税力に着目して、所得税とは別個の独立した租税であるとする考え方である。これを分離独立説という。</p> <p>(2) 法人税と所得税の統合 (二重課税の排除)</p> <p>前払説に立脚すれば、法人の所得に対して法人税を課し、さらに個人の配当所得に対して所得税を課すことは、二重課税となる。租税法は、法人税と所得税の二重課税を排除するために、種々の方法を準備していると考えられる。</p> <p>①組合方式(partnership method)</p> <p>法人を組合とみなして、その所得を株主の持ち株数ないし社員の出資金額に応じて案分し、その案分額を株主ないし社員の所得として所得税を課税する方式である。この方式のもとでは、法人税が廃止されることから、法人の所得は、すべて株主ないし社員に対して所得税により課税されることになる。その結果、二重課税は完全に排除される。</p> <p>現行の租税法では、LLP (Limited-Liability-Partnership「有限責任事業組合」と呼ばれる事業形態) に対する課税方法について、組合方式による二重課税の排除方法が採用されている。株式会社では、利益が出た場合、会社に対して法人税が課税され、さらに、配当を受け取った出資者にも所得税が課税されるので、結果として二重に課税されることになる。それに対して、LLP では、利益が出た場合、LLP には課税されず、LLP の組合員に対して直接に所得税が課税されることになる。</p> <p>②法人税株主帰属方式 (imputation method)</p> <p>インピュテーション方式とは、受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額</p> |

の全部又は一部に相当する金額を個人株主の所得に加算し、この所得を基礎として算出された所得税額から、この加算した受取配当に対応する法人税の金額を控除する方式のことをいう。その効果は、受取配当に対応する法人税額の全部を株主に帰属させる場合には、法人所得のうち配当に充てた部分に関する限り、二重課税は完全に排除されることになる。この方式は、仕組みが簡単で実際に適用可能であると考えられている。そのため、若干のヨーロッパ諸国で採用されてきたと説明されている。

③配当所得税額控除方式(dividend-received credit method)

個人の受取配当の一定割合または一定額を所得税から控除する方式である。この方式は、わが国で採用されている。

その計算方法等の一例を示すと、その年分の課税総所得金額等が 1,000 万円以下の場合の配当控除の額は、剰余金の配当等に係る配当所得（特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得を含む。以下同じ。）の金額×10%と証券投資信託の収益の分配金に係る配当所得の金額×5%を合計した金額である。

このように、法人の所得に対して法人税を課し、さらに個人の配当所得に対して所得税を課すことは、二重課税となることから、所得税において、配当所得税額控除方式を採用することで、租税法は、法人税と所得税の二重課税を排除していると考えられる。

札幌学院大学大学院 法学研究科 2025 年度二期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

| | |
|-------------|---|
| 課 程 | 修士課程 |
| 試験科目 | 専門 1 (志望演習科目) 問題 2 |
| 実施日 | 2025 年 2 月 8 日 |
| 出題意図 | 本問は、租税法が租税法律主義をその基本原則としているところから、租税法における条文の定義や別段の定めの内容を穴埋め形式で問うものである。また、租税法は、条文の文理解釈が基本とされていることを鑑みると、正確な用語を用いる能力を測定する必要がある。 |
| 解答又は 解答例 | <p>(1). 非永住者とは、居住者のうち日本の (①国籍) を有しておらず、かつ過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が 5 年以下である個人をいう。</p> <p>(2). 納税申告書を提出した者は、その申告書に記載した税額に不足がある場合、純損失の金額が過大である場合又は還付税額が過大である場合にはその申告について更生があるまではその申告に係る課税標準等又は税額等を (②修正) する申告書を税務署長に提出することができる。</p> <p>(3). 特定扶養親族とは控除対象扶養親族のうち年齢 19 歳以上 (③23 歳) 未満の者をいう。</p> <p>(4). 居住者の配偶者でその居住者と (④生計を一) にするもの (青色事業専従者に該当するもので給与の支給を受ける者及び事業専従者に該当するものを除く。) のうち、(⑤合計所得金額) が 48 万円以下であるものを、控除対象配偶者という。</p> <p>(5). 不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は (⑥譲渡所得) の金額の計算上生じた損失の金額のうち損益通算してもなお控除しきれない部分の金額を (⑦純損失の金額) という。</p> <p>(6). 山林所得とは山林の伐採または (⑧譲渡) による所得をいう。ただし山林をその取得の日以後 5 年以内に伐採し又は (⑧譲渡) することによる所得は、山林所得に含まれないものとする。</p> <p>(7). 委託者から (⑨信託会社) が引き受けた金銭信託で運用方法が同じである複数の信託財産を合同して運用するものを (⑩合同運用信託) という。</p> |

札幌学院大学大学院 法学研究科 2025 年度二期入試

〔解答又は解答例および出題意図〕

| | |
|-------------|--------------------------|
| 課 程 | 修士課程 |
| 試験科目 | 専門 2 (選択) 問題 1 及び 2 |
| 実施日 | 2025 年 2 月 8 日 |
| 出題意図 | 募集区分における志願者がいなかったため省略する。 |
| 解答又は 解答例 | 募集区分における志願者がいなかったため省略する。 |